

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

仙台市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西部（旧秋保村、旧広瀬村、旧大沢村、旧根白石村及び旧七北田村・旧生出村の一部の地域）

(1) 現況

本地域は、奥羽山脈の麓に広がる自然豊かな地域で、西部丘陵地帯と呼ばれる山間丘陵地帯が広がっている。旧秋保村、旧広瀬村、旧大沢村、旧根白石村地域は振興山村に指定されており、傾斜のある農地が多く、また有害鳥獣による被害も多いなど、平場地域と比べて生産条件が厳しいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）を地理的条件に応じて推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中央部・東部（1. 以外の地域）

(1) 現況

本地域は、七北田川、広瀬川、名取川といった主要河川沿いに広がる平地を中心とし、市街地近郊の中央部では都市型農業、東部では比較的大規模な農業経営が行われてきた地域である。東日本大震災では、宮城野区岡田地区・蒲生地区、若林区六郷地区・七郷地区、太白区四郎丸地区において甚大な被害を受けたが、その復旧に続き大規模ほ場整備が行われている。同地域内では、混住化や担い手への農地集積の進行とともに、農業用施設の保全管理の維持が懸念されるため、地域住民等による共同活動により多面的機能の発揮の促進を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進するとともに、第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業。
②	中央部・東部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり市長が定める事項は、別紙1のとおりとする。